

認定第1号

平成15年度天王町・昭和町・飯田川町合併協議会歳入歳出決算の認定について

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会財務規程第8条第1項の規定により、平成15年度天王町・昭和町・飯田川町合併協議会歳入歳出決算を協議会の認定に付する。

平成16年 6月22日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

平成15年度天王町・昭和町・飯田川町合併協議会歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 負担金		15,000,000	15,000,000	15,000,000	0	0	0
	1 負担金	15,000,000	15,000,000	15,000,000	0	0	0
2 県支出金		1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0	0
	1 県補助金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0	0
3 諸収入		4,249,000	4,257,825	4,257,825	0	0	8,825
	1 諸収入	4,249,000	4,257,825	4,257,825	0	0	8,825
歳入合計		20,249,000	20,257,825	20,257,825	0	0	8,825

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1 運営費		7,428,000	6,679,028	0	748,972	748,972
	1 会議費	2,420,000	2,162,337	0	257,663	257,663
	2 事務費	5,008,000	4,516,691	0	491,309	491,309
2 事業費		12,521,000	10,401,861	0	2,119,139	2,119,139
	1 事業推進費	12,521,000	10,401,861	0	2,119,139	2,119,139
3 予備費		300,000	0	0	300,000	300,000
	1 予備費	300,000	0	0	300,000	300,000
歳出合計		20,249,000	17,080,889	0	3,168,111	3,168,111

歳入合計額 20,257,825 円

歳出合計額 17,080,889 円

歳入歳出差引残額 3,176,936 円

平成16年 6月22日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会 会長 石川 光男

平成15年度天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
歳入歳出決算事項別明細書

歳入

(単位：円)

款	項	目	予 算 現 額					調定額	収入済額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	備 考		
			当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	継続費及び 繰越事業費 繰越財源 充 当 額	計	節							
							区 分						金 額	
1 負担金			24,600,000	9,600,000	0	15,000,000			15,000,000	15,000,000	0	0		
	1 負担金		24,600,000	9,600,000	0	15,000,000			15,000,000	15,000,000	0	0		
		1 負担金		24,600,000	9,600,000	0	15,000,000			15,000,000	15,000,000	0	0	
								1 負担金	15,000,000	15,000,000	15,000,000	0	0	
2 県支出金			5,000,000	4,000,000	0	1,000,000			1,000,000	1,000,000	0	0		
	1 県補助金		5,000,000	4,000,000	0	1,000,000			1,000,000	1,000,000	0	0		
		1 県補助金		5,000,000	4,000,000	0	1,000,000			1,000,000	1,000,000	0	0	
								1 県補助金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0	
3 諸収入			2,201,000	2,048,000	0	4,249,000			4,257,825	4,257,825	0	0		
	1 諸収入		2,201,000	2,048,000	0	4,249,000			4,257,825	4,257,825	0	0		
		1 諸収入		2,201,000	2,048,000	0	4,249,000			4,257,825	4,257,825	0	0	
								1 預金利子	1,000	31	31	0	0	
								2 雑入	4,248,000	4,257,794	4,257,794	0	0	
歳入合計			31,801,000	11,552,000	0	20,249,000		20,249,000	20,257,825	20,257,825	0	0		

歳出

(単位：円)

款	項	目	予算現額						支出済額	翌年度繰越額	不用額	備考			
			当初 予算額	補正 予算額	継続費及び 繰越事業費 繰越財源 充当額	予備費 支出及び 流用増減	計	節							
								区分					金額		
1 運営費			7,494,000	66,000	0	0	7,428,000			6,679,028	0	748,972			
	1 会議費		2,486,000	66,000	0	0	2,420,000			2,162,337	0	257,663			
		1 会議費	2,486,000	66,000	0	0	2,420,000			2,162,337	0	257,663			
								1 報酬	2,112,000	1,872,000	0	240,000	協議会委員報酬 1,236,000 監査委員報酬 18,000 名称選定小委員会 委員報酬 108,000 建設計画検討委員会 委員報酬 510,000		
								1 1 需用費	308,000	290,337	0	17,663	食糧費		
	2 事務費			5,008,000	0	0	0	5,008,000			4,516,691	0	491,309		
		1 事務費		5,008,000	0	0	0	5,008,000			4,516,691	0	491,309		
										4 共済費	231,000	209,234	0	21,766	社会保険料 182,720 雇用保険料 26,514
										7 賃金	1,588,000	1,497,920	0	90,080	臨時事務賃金
										9 旅費	95,000	24,360	0	70,640	普通旅費
										1 0 交際費	10,000	10,000	0	0	
										1 1 需用費	1,795,000	1,667,623	0	127,377	消耗品費 1,494,285 印刷製本費 74,709 食糧費 18,624 燃料費 80,005
										1 2 役務費	677,000	510,338	0	166,662	郵便料 62,200 電話料他 404,955 自動車損害保険料 43,183
										1 4 使用料 及び賃借料	430,000	423,600	0	6,400	自動車借上料 378,000 事務所借上料 45,600
										1 8 備品 購入費	182,000	173,616	0	8,384	事務用備品

(単位：円)

款	項	目	予 算 現 額					計	節		支出済額	翌年度繰越額	不用額	備 考
			当 初 予算額	補 正 予算額	継続費及び繰越事業費繰越財源充当額	予 備 費 支出及び流用増減	計		区 分	金 額				
2	事業費		24,007,000	11,486,000	0	0	12,521,000			10,401,861	0	2,119,139		
	1	事業 推進費	24,007,000	11,486,000	0	0	12,521,000			10,401,861	0	2,119,139		
		1	事業 推進費	24,007,000	11,486,000	0	0	12,521,000			10,401,861	0	2,119,139	
								7	賃金	199,000	198,400	0	600	臨時事務賃金
								8	報償費	200,000	200,000	0	0	講師謝礼（新市まちづくり講演会）
								9	旅費	2,113,000	1,403,620	0	709,380	普通旅費 95,260 特別旅費 1,308,360
								1 1	需用費	2,352,000	2,275,516	0	76,484	印刷製本費 2,256,994 食糧費 18,522
								1 2	役務費	408,000	383,530	0	24,470	郵便料
								1 3	委託料	7,249,000	5,940,795	0	1,308,205	将来構想・建設計画等策定支援 業務委託 5,407,500 例規策定支援業務委託 299,250 電算システム構築設計監理委託 1,995 新市まちづくり講演会実施委託 232,050
3	予備費		300,000	0	0	0	300,000			0	0	300,000		
	1	予備費	300,000	0	0	0	300,000			0	0	300,000		
		1	予備費	300,000	0	0	300,000			0	0	300,000		
歳 出 合 計			31,801,000	11,552,000	0	0	20,249,000			17,080,889	0	3,168,111		


実質収支に関する調書


区 分	金 額
1 歳 入 総 額	20,257 千円
2 歳 出 総 額	17,081
3 歳 入 歳 出 差 引 額	3,176
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費逓次繰越額
	(2) 繰越明許費繰越額
	(3) 事故繰越し繰越額
	計
5 実 質 収 支 額	3,176
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	


平成16年 5月27日

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男 様

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会

監事 米谷 一成 
(天王町代表監査委員)

監事 鎌田 勝美 
(昭和町代表監査委員)

監事 渡邊 晋二 
(飯田川町代表監査委員)

平成15年度天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
歳入歳出決算の審査意見について

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会財務規程第8条の規定により審査に付された平成15年度天王町・昭和町・飯田川町合併協議会歳入歳出決算について審査した結果、次のとおり意見を提出します。

平成15年度天王町・昭和町・飯田川町合併協議会歳入歳出決算審査意見

1. 審査の対象

平成15年度天王町・昭和町・飯田川町合併協議会歳入歳出決算書

2. 審査の期日

平成16年 5月27日(木)

3. 審査の方法

審査にあたっては、平成15年度天王町・昭和町・飯田川町合併協議会歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書並びに関係諸帳簿等により、決算計数の正確性 収入支出の合法性 予算執行の効率性の観点で総括的に審査した。

4. 審査の結果

審査に付された平成15年度天王町・昭和町・飯田川町合併協議会歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書は、いずれも天王町・昭和町・飯田川町合併協議会財務規程に準拠して作成され、計数は関係諸帳簿と符号し、かつ、適正であることを認めた。

新市建設計画について

新市建設計画について、別紙のとおり提案する。

平成16年 4月15日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

平成 年 月 日確認

第5章 新市における県事業の推進

秋田県では、秋田県市町村合併支援プラン（平成13年12月、平成15年9月改訂）に基づき、合併市町村の将来像に向けたまちづくりが着実に進むよう県事業の計画的推進や財政支援等を実施することとしています。

新市において、秋田県が主体的に関わる主な事業は次のとおりとなっています。

県では、これらの事業の実施により新市の速やかな一体性の確保と魅力ある地域づくりを支援することにしています。

主要施策	項目	事業の概要
自然環境の保全	八郎湖水質保全対策の推進	富栄養化が進んでいる八郎湖の水質を改善するため、水質浄化対策事業等の導入について国に働きかけるとともに、これまでの調査結果を踏まえ、引き続き流域市町村と一体となって水質保全対策を推進する。
下水道の整備	流域下水道の整備	公共下水道の整備に合わせて、管渠の複線化やポンプ施設・処理施設を増設する。
消防・防災・交通安全の推進	災害に強い安全な地域づくりの推進	土砂災害から人命や財産を守る安全な地域をつくるため、施設を整備する。 ・急傾斜地崩壊対策事業
	保安林・治山施設整備の推進	県土の保全や水源の涵養等森林の公益的機能の発揮のため、保安林の整備と治山施設等の整備を推進する。 ・海岸防災林造成事業(下浜山地区)
	河川改修の推進	馬場目川(船越水道)の滞砂について河川の正常な機能確保のための対策を行う。
	海岸保全対策の推進	高潮や風浪などによる海岸浸食を防止するため、海岸保全施設の整備を推進する。 ・海岸浸食対策事業(人工リーフの整備)

主要施策	項目	事業の概要
農林水産業の振興	豊かな森林づくりの推進	松くい虫被害木の伐倒破碎及び薬剤散布等を行う。 ・松くい虫防除対策事業 ・保全松林緊急保護整備事業
	農業生産基盤の整備	ほ場整備により土地利用型農業のコスト低減、経営の体質強化を図る。 ・経営体育成基盤整備事業(ほ場整備事業) (高野地区、飯塚地区)
		農地の高度利用を図るため、生産基盤の総合的な整備を行う。 ・土地改良総合整備事業(音羽下地区)
	農村生活環境の整備	ため池等の農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に、地域用水を有する施設の整備を行う。 ・地域用水環境整備事業(天王長沼地区、昭和地区)
	つくり育てる漁業の推進	水産資源の増大を図るため、水産振興センターが核となって魚介類の健康な種苗を生産する。 ・種苗生産事業(ガザミ、ヒラメなど)
商工業の振興	企業誘致の推進	地域への企業集積を促進するため、昭和工業団地への企業誘致及び団地の管理を行う。

秋田県との内協議等により、新市建設計画（案）の一部を次のとおり修正する。

新市建設計画（案）新旧対照表

P 8 公共施設等の状況（表中）

			合 計	天王町	昭和町	飯田川町
修正前	環 境	上水道普及率	<u>81.8%</u>	<u>72.7%</u>	<u>96.1%</u>	98.8%
修正後	環 境	上水道普及率	<u>83.6%</u>	<u>75.5%</u>	<u>95.4%</u>	98.8%

ページ	修正後	修正前
P 7	<p>「純生産の推移」 資料：秋田県の市町村民所得（平成 12 年度 / 秋田県）のデータを基礎として、価格変動による影響を修正した数値。</p>	<p>「純生産の推移」 資料：秋田県の市町村民所得（平成 12 年度） / 秋田県より作成 注：金額は平成 12 年価格</p>
P12	<p>（5）ともに支え温かにふれあえるまち 新市は、県都秋田市のベッドタウンという性格を有していることから、<u>3町に暮らしてきた住民ばかりでなく、新市への転入者や来訪者が、交流し、理解し合えるような温かみのあるまちをつくっていきます。</u> また、地域内においては、<u>住民一人ひとりの触れあいや助け合いを通して、新市としての一体感の醸成、コミュニティの再構築などを図り、活力にあふれた、夢のあるまちをつくっていきます。</u></p>	<p>（5）ともに支え温かにふれあえるまち 新市は、県都秋田市のベッドタウンという性格を有していることから、<u>新しい居住者と3町の住民が、また新市への来訪者と住民が、交流し、互いに理解し合い、助け合うような温かみのあるまちをつくっていきます。</u> 地域内においては、<u>新市としての一体感の醸成、地域コミュニティの再構築などを図り、住民一人ひとりがふれあい、助け合い、ともに高めあうことで、地域に活力があふれ、夢の持てるまちをつくり上げていきます。</u></p>
P13	<p>（1）土地利用の現状 新市の面積は 97.96 平方 km となり、合併しても県内では<u>比較的小規模の広さにとどまる</u>ことから、新市<u>_____</u>としてまとまりやすいという比較的恵まれた条件にあります。</p>	<p>（1）土地利用の現状 新市の面積は 97.96 平方 km となり、合併しても県内では<u>単一町規模の広さにとどまる</u>ことから、新市・<u>コミュニティ</u>としてまとまりやすいという比較的恵まれた条件にあります。</p>

ページ	修正後	修正前
P14	<p>1) 市街地エリア ~前略~ また、住宅や商店、工場などの<u>調和のある発展</u>に努め、良好な居住環境と既存商業、既存工業の活性化を進めます。</p> <p>2) 集落・田園エリア ~前略~ <u>田園エリア</u>については、多様な公益的機能を維持し、計画的な農業生産を持続するため、 ~後略~</p> <p>4) 森林・水辺エリア <u>森林・水辺エリア</u>については、<u>持続可能な森林経営等を通じたその多面的機能の発揮や</u> <u>つくり育てる漁業、資源管理型漁業を推進し</u> <u>ます。また良好な自然環境の維持・保全に努め</u> <u>るとともに、</u> ~後略~</p>	<p>1) 市街地エリア ~前略~ また、住宅や商店、工場などの<u>混在解消</u>に努め、良好な居住環境と既存商業、既存工業の活性化を進めます。</p> <p>2) 集落・田園エリア ~前略~ <u>農用地</u>については、多様な公益的機能を維持し、計画的な農業生産を持続するため、 ~後略~</p> <p>4) 森林・水辺エリア <u>森林・水辺エリア</u>では、<u>森林の多面的機能の</u> <u>発揮と林業の持続的かつ健全な発展とつくり</u> <u>育てる漁業を推進しながら、良好な自然環境の</u> <u>維持・保全に努めるとともに、</u> ~後略~</p>
P16	<p>1) 就業人口 ~前略~ 就業人口は平成 <u>17年</u>に約 17,830 人に増加した後、減少に転じ、平成 27 年には約 17,370 人になるものと見込まれます。 ~中略~ 第 1 次産業、第 2 次産業から第 3 次産業への<u>就業者のシフトが進み、就業構造の_____サ</u> <u>ービス化が一層進むことが予想されます。</u></p>	<p>1) 就業人口 ~前略~ 就業人口は平成 <u>17年頃</u>に約 17,830 人に増加した後、減少に転じ、平成 27 年には約 17,370 人になるものと見込まれます。 ~中略~ 第 1 次産業、第 2 次産業から第 3 次産業への<u>就業者のシフトが進み、就業構造のソフト化・サ</u> <u>ービス化が一層進むことが予想されます。</u></p>

ページ	修正後	修正前
P17	<p>2) 産業別純生産額</p> <p>各産業の将来の純生産額を推計すると、<u>新市の純生産額は平成12年の58,772百万円から平成17年には61,831百万円まで約5%増加した後、平成27年には59,883百万円と、平成17年をピークに増加から減少に転ずるものと見込まれます。</u></p> <p>「純生産額の推計」「住民1人あたりの所得の推計」 資料：<u>実績は秋田県の市町村民所得（平成12年度/秋田県）のデータを基礎として、価格変動による影響を修正した数値。推計については秋田県のデータに基づき算出。</u></p>	<p>2) 産業別純生産額</p> <p>各産業の将来の純生産額を推計すると、<u>新市の純生産額は平成17年頃をピークに増加から減少に転じ、平成12年の58,772百万円から平成17年には61,831百万円まで約5%増加した後、平成27年には59,883百万円になるものと見込まれます。</u></p> <p>「純生産額の推計」「住民1人あたりの所得の推計」 資料：<u>秋田県の市町村民所得（平成12年度）/秋田県より作成</u></p> <p>注意：金額は平成12年価格</p>
P20	<p>(2) 道路の整備（表中）</p> <p>(2) <u>地方道路交付金事業等による幹線道路の整備</u></p> <p>(3) 公共交通の充実</p> <p>住民の_____重要な通勤・通学手段であるJR奥羽本線及びJR男鹿線の利便性向上や新駅の設置を働きかけていきます。また、駅舎の複合施設化やバリアフリー化、自由通路の整備、踏切の拡幅など周辺環境の整備を進め_____ます。</p>	<p>(2) 道路の整備（表中）</p> <p>(2) <u>緊急地方道路整備事業等による幹線道路の整備</u></p> <p>(3) 公共交通の充実</p> <p>住民の利便性を高めていくため、重要な通勤・通学手段であるJR奥羽本線及びJR男鹿線の利便性向上や新駅の設置を働きかけていきます。また、駅舎の複合施設化やバリアフリー化、自由通路の整備、踏切の拡幅など周辺環境の整備を進め、<u>利便性向上を図ります。</u></p>

ページ	修正後	修正前
P21	<p>(4) 市街地の整備 (表中)</p> <p>(3) <u>住民等</u>のボランティア活動による美化の推進</p>	<p>(4) 市街地の整備 (表中)</p> <p>(3) <u>市民等</u>のボランティア活動による美化の推進</p>
P22	<p>(7) 公園・緑地の整備 ～前略～</p> <p>地域全体を緑豊かなものとするため、<u>住民</u>やボランティア等による緑化活動を支援します。</p> <p>(表中)</p> <p>(1) <u>住民参加</u>による緑化の推進</p>	<p>(7) 公園・緑地の整備 ～前略～</p> <p>地域全体を緑豊かなものとするため、<u>市民</u>やボランティア等による緑化活動を支援します。</p> <p>(表中)</p> <p>(1) <u>市民参加</u>による緑化の推進</p>
P24	<p>(9) 消防・防災・交通安全の推進</p> <p>国や県、近隣自治体と連携を緊密にし、新市としての危機管理体制_____の整備・強化を進めると同時に、緊急時の情報伝達・管理を確実に実行するネットワークシステムの整備を検討します。</p> <p>(表中)</p> <p>(3) 消防団と<u>連携</u>した自主防災組織の育成</p>	<p>(9) 消防・防災・交通安全の推進</p> <p>国や県、近隣自治体と連携を緊密にし、新市としての危機管理体制<u>や緊急医療体制等</u>の整備・強化を進めると同時に、緊急時の情報伝達・管理を確実に実行するネットワークシステムの整備を検討します。</p> <p>(表中)</p> <p>(3) 消防団を<u>核</u>とした自主防災組織の育成</p>
P27	<p>(3) 子育て支援の充実</p> <p><u>児童生徒</u>に対しては、児童館活動や社会活動等の参加機会を提供し地域全体で子どもの健全な育成に努めます。</p>	<p>(3) 子育て支援の充実</p> <p><u>児童・生徒</u>に対しては、児童館活動や社会活動等の参加機会を提供し地域全体で子どもの健全な育成に努めます。</p>

ページ	修正後	修正前
P28	<p>(4) 地域福祉の充実 (表中)</p> <p>(2) <u>ボランティア・NPO等の活動への支援</u></p>	<p>(4) 地域福祉の充実 (表中)</p> <p>(2) <u>ボランティア・NPO活動の育成</u></p>
P29	<p>(1) 農林水産業の振興</p> <p>豊かな自然環境を守っていくため、農業用使用済プラスチックのリサイクルや漁網等の適切な回収・処理を推進するほか、<u>生ごみなどの有機性資源の利用等環境保全型・資源循環型農法の展開を促進します。</u></p>	<p>(1) 農林水産業の振興</p> <p>豊かな自然環境を守っていくため、農業用使用済プラスチックのリサイクルや漁網等の適切な回収・処理を推進するほか、<u>生ごみなどの有機性資源の循環利用等による農産物の生産と地域での消費といった環境保全型・資源循環型農法の展開・推進を図ります。</u></p>
P31	<p>(2) 商工業の振興</p> <p>地場産品に代表される佃煮等の特産品の開発研究や、地域で生産された農林水産物の<u>高付加価値化を一層促進するとともに、各種研究機関との連携の下に農林水産業、商工業、観光が一体となった商品開発の展開を図ります。</u></p>	<p>(2) 商工業の振興</p> <p>地場産品に代表される佃煮等の特産品の開発研究や、地域で生産された農林水産物の<u>商品化を一層促進するとともに、各種研究機関との連携の下に農林水産業、商工業、観光が一体となった商品開発の展開を図ります。</u></p>
P32	<p>1 コミュニティビジネス……</p> <p><u>地域住民が、地域を活性化したり、地域の課題を解決するために、有償で自ら取り組んでいる事業。</u></p>	<p>1 コミュニティビジネス……</p> <p><u>従来ボランティアとして行われていた活動などを地域における事業として行うビジネス。</u></p>
P33	<p>(1) 生涯学習の推進 (表中)</p> <p>(3) <u>社会教育団体や自主学習サークル等</u> _____の育成・支援</p>	<p>(1) 生涯学習の推進 (表中)</p> <p>(3) <u>社会教育団体や自主学習サークル等コミュニティ等をベースとした学習グループ</u>の育成・支援</p>

ページ	修正後	修正前
P34	<p>(2) 幼児・学校教育の充実</p> <p>幼児教育においては学校教育へのスムーズな移行に備えた連携や、家庭・地域との緊密な連携、保護者への情報提供を推進します。</p> <p><u>小・中学校</u>においては、基礎学力の向上や環境・福祉等に関する教育の推進、IT化・国際化に対応できる人材育成に努めるほか、必要に応じて通学区域の見直しを行います。</p> <p>(表中)</p> <p><u>小・中学校の教育内容の充実</u></p> <p><u>小・中学校通学区域の適正化</u></p> <p>(1)連携に基づく教育の実施による基礎学力の向上 (3)環境学習・福祉教育・情緒教育等の推進</p>	<p>(2) 幼児・学校教育の充実</p> <p>幼児教育においては学校教育へのスムーズな移行に備えた連携や、家庭・地域との緊密な連携、保護者への情報提供により教育内容の充実を図ります。</p> <p><u>小中学校</u>においては、基礎学力の向上や環境・福祉等に関する教育の推進、IT化・国際化に対応できる人材育成に努めるほか、必要に応じて通学区域の見直しを行います。</p> <p>(表中)</p> <p><u>小中学校の教育内容の充実</u></p> <p><u>小中学校通学区域の適正化</u></p> <p>(1)<u>一貫性のある</u>教育の実施による基礎学力の向上 (3)環境学習・福祉学習・情緒教育等の推進</p>
P35	<p>(3) 文化・スポーツの振興</p> <p><u>文化財の調査・保護と史跡の保存・活用に努める</u>ほか、東湖八坂神社祭統人行事、新関ささら等の無形民俗文化財や八郎ばやし、鷺舞等の郷土芸能の保護と継承を図る等、長年にわたり継承されてきた3町の多様な伝統・文化を守り、広げていきます。</p> <p>(表中)</p> <p>(1)有形文化財の調査・保護 (2)史跡の保存・活用 (3)東湖八坂神社祭統人行事や新関ささら等の無形民俗文化財の継承 (4)八郎ばやしや鷺舞等の郷土芸能の継承</p>	<p>(3) 文化・スポーツの振興</p> <p><u>文化財の調査・保護に努める</u>ほか、東湖八坂神社祭統人行事、新関ささら等の無形民俗文化財や八郎ばやし、鷺舞等の郷土芸能の保護と継承を図る等、長年にわたり継承されてきた3町の多様な伝統・文化を守り、広げていきます。</p> <p>(表中)</p> <p>(1)有形文化財の調査・保護 (2)東湖八坂神社祭統人行事や新関ささら等の無形民俗文化財の継承 (3)八郎ばやしや鷺舞等の郷土芸能の継承</p>

ページ	修正後	修正前
P36	<p>(1) 地域コミュニティの推進 ボランティア・NPO等の活動への支援を行うとともに、住民一人ひとりが気軽に参加できるように、ボランティアをしたい人・受けたい人双方のニーズを満たすようなネットワークシステムの構築に努めます。</p> <p>(表中)</p> <p>地域コミュニティの活性化推進</p> <p>(1)地域の自治組織の枠組みや役割の整理・見直し (2)町内会等地域づくり活動への支援 (3)まちづくりリーダーの育成 (4)コミュニティ施設の整備 (5)コミュニティビジネスの誕生支援</p> <p>(1)ボランティア・NPO等の活動への支援</p>	<p>(1) 地域コミュニティの推進 ボランティア・NPO等の社会奉仕活動への支援を行うとともに、住民一人ひとりが気軽に参加できるように、ボランティアをしたい人・受けたい人双方のニーズを満たすようなネットワークシステムの構築に努めます。</p> <p>(表中)</p> <p>地域コミュニティの_____推進</p> <p>(1)地域の自治組織の枠組みや役割の整理・見直し (2)町内会等地域づくり活動への支援 (3)まちづくりリーダーの育成 (4)コミュニティ施設の整備</p> <hr/> <p>(1)ボランティア・NPO等社会奉仕活動への支援</p>
P38	<p>(2) 市民活動の促進 新市のまちづくりや自然環境の保全・管理をはじめ、文化、スポーツ、福祉、防災など住民自らが主体的に参加して取り組むまちづくり活動を促進するため、自治活動や文化団体、スポーツ団体などの_____活動、ボランティア活動及びNPO法人などの活動をきめ細かく支援します。</p> <p>(表中)</p> <p>(1)ボランティア・NPO等の活動への支援</p>	<p>(2) 市民活動の促進 新市のまちづくりや自然環境の保全・管理をはじめ、文化、スポーツ、福祉、防災など住民自らが主体的に参加して取り組むまちづくり活動を促進するため、自治活動や文化団体、スポーツ団体などのコミュニティ活動、ボランティア活動及びNPO法人などの活動をきめ細かく支援します。</p> <p>(表中)</p> <p>(1)ボランティア・NPO等社会奉仕活動への支援</p>
P43	<p>(3) 学習環境の充実 ～前略～ 小・中学校舎の改築・改修(豊川小学校、天王地区小・中学校) 児童生徒への安全対策の推進</p>	<p>(3) 学習環境の充実 ～前略～ 小中学校舎の改築・改修(豊川小学校、天王地区小中学校) 児童・生徒への安全対策の推進</p>

第2節 前期財政計画（50ページ）

（1）歳入の推移

（単位：百万円）

区 分	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1
地方税	2,271	2,294	2,301	2,309	2,316
地方譲与税	214	214	214	214	214
利子割交付金	18	18	18	18	18
地方消費税交付金	261	261	261	261	261
自動車取得税交付金	47	47	47	47	47
地方特例交付金	72	72	72	72	72
地方交付税	5,284	5,230	5,179	5,030	4,985
	5,267	5,207	5,157	5,010	4,965
交通安全対策特別交付金	4	4	4	4	4
分担金及び負担金	7	7	7	7	7
使用料及び手数料	339	339	339	339	339
国庫支出金	1,112	1,033	1,297	953	993
県支出金	610	610	610	610	490
財産収入	8	8	8	8	8
寄附金	0	0	0	0	0
繰入金	134	52	110	69	383
		33	75	48	314
諸収入	187	187	187	187	187
地方債	1,191	1,294	1,819	2,298	2,207
歳 入 計	11,759	11,670	12,473	12,426	12,531
	11,742	11,628	12,416	12,355	12,442

（2）歳出の推移

（単位：百万円）

区 分	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1
人件費	2,602	2,483	2,456	2,368	2,326
物件費	1,815	1,807	1,631	1,587	1,546
維持補修費	60	60	60	60	60
扶助費	1,573	1,582	1,592	1,601	1,611
補助費等	1,250	1,263	1,316	1,200	1,184
普通建設事業費	600	600	1,500	1,700	1,900
災害復旧費	0	0	0	0	0
公債費	1,775	1,731	1,748	1,663	1,681
	1,776	1,725	1,742	1,660	1,678
積立金	283	312	300	365	315
	265	276	249	297	229
投資及び出資金・貸付金	60	60	60	60	60
繰出金	1,741	1,772	1,810	1,822	1,848
歳 出 計	11,759	11,670	12,473	12,426	12,531
	11,742	11,628	12,416	12,355	12,442

第3節 後期財政計画（51ページ）

（1）歳入の推移

（単位：百万円）

区 分	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
地方税	2,324	2,332	2,340	2,347	2,355
地方譲与税	214	214	214	214	214
利子割交付金	18	18	18	18	18
地方消費税交付金	261	261	261	261	261
自動車取得税交付金	47	47	47	47	47
地方特例交付金	72	72	72	72	72
地方交付税	4,887	4,962	5,006	5,079	5,142
	4,867	4,942	4,987	5,064	5,124
交通安全対策特別交付金	4	4	4	4	4
分担金及び負担金	7	7	7	7	7
使用料及び手数料	339	339	339	339	339
国庫支出金	1,171	1,393	1,508	1,449	1,276
県支出金	490	490	490	490	490
財産収入	8	8	8	8	8
寄附金	0	0	0	0	0
繰入金	330	50	50	50	50
	320	40	40	40	40
諸収入	187	187	187	187	187
地方債	2,004	2,213	2,857	2,806	3,028
歳 入 計	12,363	12,597	13,408	13,378	13,498
	12,333	12,567	13,379	13,350	13,470

（2）歳出の推移

（単位：百万円）

区 分	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
人件費	2,223	2,154	2,113	2,078	2,057
物件費	1,520	1,494	1,469	1,444	1,420
維持補修費	60	60	60	60	60
扶助費	1,620	1,630	1,640	1,650	1,660
補助費等	1,168	1,160	1,153	1,145	1,138
普通建設事業費	1,900	2,100	2,900	2,900	2,900
災害復旧費	0	0	0	0	0
公債費	1,708	1,768	1,848	1,834	1,895
	1,705	1,766	1,846	1,832	1,893
積立金	264	329	314	339	430
	237	304	287	313	404
投資及び出資金・貸付金	60	60	60	60	60
繰出金	1,840	1,842	1,851	1,868	1,878
歳 出 計	12,363	12,597	13,408	13,378	13,498
	12,333	12,567	13,379	13,350	13,470

参考資料

普通建設事業費の内訳

全体事業費	190億	円
-------	------	---

歳入

財源内訳項目	金	額
補助金・交付金	28億8600万	円
特例債	123億6800万	円
一般債	7億	円
一般財源	29億600万	円
合併補助金	1億4000万	円
合計	190億	円

歳出（財政計画ベース）

項目	金	額
道路・水路の整備	39億6000万	円
鉄道等の整備	8億5200万	円
上水道の整備	1億700万	円
住宅の整備	10億	円
優良宅地の整備	5700万	円
公園の整備	2億1000万	円
消防防災機能の整備	1億6800万	円
交通安全環境整備	4000万	円
コミュニティ施設等の整備	2億7400万	円
衛生環境の整備	40億	円
教育施設の整備	43億3000万	円
庁舎の整備	29億5000万	円
土地改良事業	2億600万	円
債務負担行為	7億600万	円
合併市町村補助事業	1億4000万	円
合計	190億	円

参考

特別会計

項目	金	額
上水道事業	15億8800万	円
下水道事業	46億8300万	円
合計	62億7100万	円

普通建設事業財源内訳表

単位：千円

項 目	財 源 内 訳						
	事業費	合補助	併補助	補助金	一般債	特例債	一般財源
道路・水路の整備	3,960,000			1,223,000		2,580,100	157,000
鉄道等の整備	852,000					690,700	161,300
駅舎等の整備	727,000					690,700	36,300
踏切の整備	125,000						125,000
上水道の整備	107,000					101,000	6,000
住宅の整備	1,000,000			500,000	500,000		
優良宅地の整備	57,000			19,000	28,500		9,500
公園の整備	210,000			105,000		99,700	5,300
消防防災機能の整備	168,000			120,000	28,000		20,000
交通安全環境整備	40,000			40,000			
コミュニティ施設等の整備	274,000					260,300	13,700
衛生環境の整備	4,000,000					3,800,000	200,000
ごみ処理施設等	4,000,000					3,800,000	200,000
教育施設の整備	4,330,000			879,000		2,608,000	843,000
豊川小学校改築	809,000			234,200		503,000	72,000
小中学校耐震改修費	1,000,000			400,000		570,000	30,000
幼保一体施設の建設	1,020,000			245,000		459,000	316,000
天王地区公民館改築	800,000					601,000	199,000
飯田川公民館の改修	43,000						43,000
文化・交流施設整備事業	500,000					475,000	25,000
体育施設の補修	158,000						158,000
庁舎の整備	2,950,000					2,228,300	721,700
既存庁舎の改修等	150,000					142,500	7,500
本庁舎の建設	2,800,000					2,085,800	714,200
土地改良事業	206,000				143,500		62,500
債務負担行為	706,000						706,000
小 計	18,860,000			2,886,000	700,000	12,368,000	2,906,000
合併市町村補助事業	140,000	140,000					
既存庁舎の改修等	30,000	30,000					
防災無線の整備	110,000	110,000					
合 計	19,000,000	140,000		2,886,000	700,000	12,368,000	2,906,000

参考資料

新市財政計画における各種財政指標の推移

各種財政指標	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
経常収支比率	97.6	95.3	94.3	91.9	91.9	91.7	90.5	90.3	88.9	88.5
起債制限比率	11.8	11.0	10.6	9.9	10.1	10.1	9.6	9.3	7.4	6.6
公債費比率	17.3	16.0	15.6	14.4	13.9	13.5	13.0	12.6	10.6	9.9
財政力指数	0.307	0.296	0.290	0.291	0.293	0.296	0.298	0.298	0.296	0.293

各種指標の説明	
経常収支比率	人件費、扶助費、公債費等の義務的経費に地方税、地方交付税等の経常一般財源がどの程度充当されたかをみる指標で、この比率が低いほど財政構造に弾力性があることとなる。
起債制限比率	地方債の発行を制限するための指標。財政の健全性を確保するため公債費負担が著しく高い団体については、地方債の発行が制限されている。制限ラインは20%とされている。
公債費比率	地方債の発行に伴う毎年度の元利償還金額が適当であるかにより、後年度の地方債の発行を判断する指標。この比率が10%を超えないことが望ましいとされる。
財政力指数	当該団体の財政力を示す指標として使用される。指数は「1」に近いほど財源に余裕があるものとされている。

国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年 5月20日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

1. 国民健康保険税の納期については、8期とする。
2. 国民健康保険税については、合併時は不均一課税とし、平成18年度から段階的に税率を調整し、平成20年度から税率を統一する。なお、賦課方式は、平成20年度から資産割をとりやめ、所得割、均等割、平等割の3方式とする。
3. 国民健康保険運営協議会については、新市において設置する。
4. 保険給付事業の出産育児一時金、葬祭費は現行のとおりとする。出産資金貸付、高額療養費貸付は合併時まで調整する。
5. 国民健康保険助成事業については、合併時まで調整する。

平成 年 月 日確認

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

* 下線は修正案

協定項目番号 19

協議事項	国民健康保険事業の取扱い	関係項目
調整内容	1. 国民健康保険税の納期については、8期とする。 2. 国民健康保険税については、合併時は不均一課税とし、平成18年度から段階的に税率を調整し、平成20年度から税率を統一する。 なお、賦課方式は、平成20年度から資産割をとりやめ、所得割、均等割、平等割の3方式とする。 3. 国民健康保険運営協議会については、新市において設置する。 4. 保険給付事業の出産育児一時金、葬祭費は現行のとおりとする。出産資金貸付、高額療養費貸付は合併時まで調整する。 5. 国民健康保険助成事業については、合併時まで調整する。	

現 況			具体的な調整方法
天王町	昭和町	飯田川町	
国民健康保険税納期	国民健康保険税納期	国民健康保険税納期	国民健康保険税納期
第1期 7月1日 ~ 7月31日	第1期 7月1日 ~ 7月31日	第1期 7月1日 ~ 7月31日	第1期 7月1日 ~ 7月31日
第2期 8月1日 ~ 8月31日	第2期 8月1日 ~ 8月31日	第2期 8月1日 ~ 8月31日	第2期 8月1日 ~ 8月31日
第3期 9月1日 ~ 9月30日	第3期 9月1日 ~ 9月30日	第3期 9月1日 ~ 9月30日	第3期 9月1日 ~ 9月30日
第4期 10月1日 ~ 10月31日	第4期 10月1日 ~ 10月31日	第4期 10月1日 ~ 10月31日	第4期 10月1日 ~ 10月31日
第5期 11月1日 ~ 11月30日	第5期 11月1日 ~ 11月30日	第5期 11月1日 ~ 11月30日	第5期 11月1日 ~ 11月30日
第6期 12月1日 ~ 12月25日	第6期 12月1日 ~ 12月25日	第6期 12月1日 ~ 12月25日	第6期 12月1日 ~ <u>12月31日</u>
			第7期 1月1日 ~ 1月31日
			第8期 2月1日 ~ <u>2月末日</u>
基礎課税額(平成15年度課税分)	基礎課税額(平成15年度課税分)	基礎課税額(平成15年度課税分)	合併時は不均一課税とし、平成18年度から段階的に税率を調整し、平成20年度から税率を統一する。 賦課方式(4方式)は、平成20年度から資産割をとりやめ、所得割、均等割、平等割の3方式とする。
税率	税率	税率	
・所得割(所得の合計額) 11.0%	・所得割(所得の合計額) 8.5%	・所得割(所得の合計額) 7.0%	
・資産割(固定資産税額【土地家屋】) 40.0%	・資産割(固定資産税額【土地家屋】) 20.0%	・資産割(固定資産税額【土地家屋】) 35.0%	
・均等割額(1人当) 26,000円	・均等割額(1人当) 20,500円	・均等割額(1人当) 23,000円	
・平等割額(1世帯当) 35,000円	・平等割額(1世帯当) 35,500円	・平等割額(1世帯当) 30,000円	
課税限度額 530,000円	課税限度額 530,000円	課税限度額 530,000円	
均等割減額 1人について	均等割減額 1人について	均等割減額 1人について	軽減額については、平準化(7・5・2割)により調整する。
(7割) 18,200 (5割) 13,000 (2割) 5,200	(7割) 14,350 (5割) 10,250 (2割) 4,100	(7割) 16,100 (5割) 11,500 (2割) 4,600	
世帯別平等割額の減額 1世帯について	世帯別平等割額の減額 1世帯について	世帯別平等割額の減額 1世帯について	
(7割) 24,500 (5割) 17,500 (2割) 7,000	(7割) 24,850 (5割) 17,750 (2割) 7,100	(7割) 21,000 (5割) 15,000 (2割) 6,000	

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

現 況			具体的な調整方法
天王町	昭和町	飯田川町	
<p>介護納付金課税額(平成15年度課税分) 税率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得割(所得の合計額) 1.25% ・資産割 4.9% ・被保険者均等割額(1人当) 6,000円 ・平等割額(1世帯当) 3,400円 課税限度額 80,000円 	<p>介護納付金課税額(平成15年度課税分) 税率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得割(所得の合計額) 0.90% ・資産割 5.0% ・被保険者均等割額(1人当) 5,500円 ・平等割額(1世帯当) 3,500円 課税限度額 80,000円 	<p>介護納付金課税額(平成15年度課税分) 税率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得割(所得の合計額) 0.80% ・資産割(固定資産税額[土地家屋]) 6.4% ・被保険者均等割額(1人当) 5,000円 ・平等割額(1世帯当) 4,000円 課税限度額 80,000円 	<p>合併時は不均一課税とし、平成18年度から段階的に税率を調整し、平成20年度から税率を統一する。</p> <p>賦課方式(4方式)は、平成20年度から資産割をとりやめ、所得割、均等割、平等割の3方式とする。</p>
<p>均等割減額 1人について (7割) 4,200 (5割) 3,000 (2割) 1,200 世帯別平等割額の減額 1世帯について (7割) 2,380 (5割) 1,700 (2割) 680</p>	<p>均等割減額 1人について (7割) 3,850 (5割) 2,750 (2割) 1,100 世帯別平等割額の減額 1世帯について (7割) 2,450 (5割) 1,750 (2割) 700</p>	<p>均等割減額 1人について (7割) 3,500 (5割) 2,500 (2割) 1,000 世帯別平等割額の減額 1世帯について (7割) 2,800 (5割) 2,000 (2割) 800</p>	<p>軽減額については、平準化(7・5・2割)により調整する。</p>

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

現 況			具体的な調整方法
天王町	昭和町	飯田川町	
国民健康保険運営協議会 任期：2年 定数：6名 被保険者代表(1号委員)2名 保険医等代表(2号委員)2名 公益代表 (3号委員)2名	国民健康保険運営協議会 任期：2年 定数：6名 被保険者代表(1号委員)2名 保険医等代表(2号委員)2名 公益代表 (3号委員)2名	国民健康保険運営協議会 任期：2年 定数：6名 被保険者代表(1号委員)2名 保険医等代表(2号委員)2名 公益代表 (3号委員)2名	新市において設置する。
保険給付事業 ・出産育児一時金 300,000円 ・葬祭費 60,000円 ・出産資金貸付(80%) 240,000円 (社会福祉協議会で貸付) ・高額療養費貸付(高額支給見込額の90%) (社会福祉協議会で貸付)	保険給付事業 ・出産育児一時金 300,000円 ・葬祭費 60,000円 ・出産資金貸付(80%) 240,000円 ・高額療養費貸付(高額支給見込額の90%)	保険給付事業 ・出産育児一時金 300,000円 ・葬祭費 60,000円 ・出産資金貸付(80%) 240,000円 ・高額療養費貸付(高額支給見込額の90%)	現行のとおりとする。 現行のとおりとする。 合併時までに調整する。 合併時までに調整する。
国民健康保険助成事業 ・人間ドック助成事業 ・高齢者インフルエンザ予防接種 (一般会計で実施) ・健康優良家庭報奨事業 ・疾病予防、健康保持増進事業	国民健康保険助成事業 ・人間ドック助成事業 ・高齢者インフルエンザ予防接種 ・優良家庭表彰事業 ・健康優良地区表彰事業 ・疾病予防、健康保持増進事業	国民健康保険助成事業 ・人間ドック助成事業 (一般会計で実施) ・高齢者インフルエンザ予防接種 (一般会計で実施) ・優良家庭表彰事業 ・疾病予防、健康保持増進事業	合併時までに調整する。

平成15年度国民健康保険税関係資料

平成15・4・1日現在

区 分		天王町		昭和町		飯田川町		合 計	
基礎課税額	被保険者数	7,249	人	3,170	人	1,604	人	12,023	人
	課税世帯数	3,560	世帯	1,498	世帯	811	世帯	5,869	世帯
	所得割額	所得の合計額		11.0	%	8.5	%	7.0	%
	資産割額	固定資産税額(土地・家屋)		40.0	%	20.0	%	35.0	%
	均等割額	被保険者1人当たり		26,000	円	20,500	円	23,000	円
	平等割額	1世帯当たり		35,000	円	35,500	円	30,000	円
	1人当たりの保険税額		77,859	円	58,671	円	65,284	円	円
	1世帯当たりの保険税額		158,540	円	124,157	円	129,118	円	円
	賦課限度額		530,000	円	530,000	円	530,000	円	円
	世帯主及びその世帯の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額(土地・家屋)並びに被保険者均等割額及び世帯割額の合計額								
介護納付金課税額	被保険者数	2,547	人	1,073	人	541	人	4,161	人
	課税世帯数	1,834	世帯	780	世帯	408	世帯	3,022	世帯
	所得割額	所得の合計額		1.25	%	0.90	%	0.80	%
	資産割額	固定資産税額(土地・家屋)		4.90	%	5.00	%	6.40	%
	均等割額	被保険者1人当たり		6,000	円	5,500	円	5,000	円
	平等割額	1世帯当たり		3,400	円	3,500	円	4,000	円
	1人当たりの保険税額		14,527	円	11,822	円	13,021	円	円
	1世帯当たりの保険税額		20,175	円	16,262	円	17,265	円	円
賦課限度額		80,000	円	80,000	円	80,000	円	円	
合計	1人当たりの保険税額(基礎+介護)		92,386	円	70,493	円	78,305	円	円
	1世帯当たりの保険税額(基礎+介護)		178,715	円	140,419	円	146,383	円	円

県内9市の国民健康保険税の賦課方式の状況

市名	区分	賦課方式		税率（平成15年度）				合併協議会での調整内容	備考
		現行	調整案	所得割	資産割	均等割	平等割		
秋田市		3方式	3方式	% 8.80	% -	円 21,430	円 32,810	平成17年度以降の賦課については秋田市の制度に統一する。（資産割なし） なお、平成16年度分までは、課税の特例を設け、両町の条例のとおりとする。	2町は4方式
能代市		3方式	未定	7.97	-	17,700	27,200	未協議	6町村は4方式
横手市		3方式	未定	9.50	-	20,000	32,000	税率等については、合併後3年以内に均一化できるよう段階的に調整する。 （協議中）	3町村は3方式で、3町村は4方式
大館市		3方式	未定	8.47	-	19,500	25,000	未協議	田代町は4方式
本荘市		4方式	4方式	10.00	20.00	25,000	35,000	本荘市の区域を1区域、7町の区域を1区域とする2つの区域による不均一課税とし、急激な負担増加とならないよう配慮する。ただし、不均一課税の期間は、合併後5年以内とする。	7町は4方式
男鹿市		4方式	未定	10.20	34.00	21,000	31,000	未協議	若美町は4方式
湯沢市		3方式	4方式	7.90	-	17,500	28,000	課税方式については4方式とし、平成17年度から税率を統一する。	3町村は4方式
大曲市		3方式	3方式	8.00	-	18,000	33,000	算定方式について資産割を廃し、所得割・均等割・平等割の3方式とし、税率については新市発足後、最初の賦課時に決定する。	7町村は4方式
鹿角市		3方式	-	8.40	-	18,800	28,000		

協議第63号 「介護保険事業の取扱い」の具体的な調整方法の一部修正について

平成16年5月20日 確認

第14回 天王町・昭和町・飯田川町合併協議会資料 16ページの普通徴収納期に係る具体的な調整方法を次のように修正する。

新旧対照表

新				旧			
普通徴収納期				普通徴収納期			
第1期	7月1日	~	7月31日	第1期	7月1日	~	7月31日
第2期	8月1日	~	8月31日	第2期	8月1日	~	8月31日
第3期	9月1日	~	9月30日	第3期	9月1日	~	9月30日
第4期	10月1日	~	10月31日	第4期	10月1日	~	10月31日
第5期	11月1日	~	11月30日	第5期	11月1日	~	11月30日
第6期	12月1日	~	12月31日	第6期	12月1日	~	12月25日
第7期	1月1日	~	1月31日	第7期	1月1日	~	1月31日
第8期	2月1日	~	2月 末日	第8期	2月1日	~	2月28日

自治組織（町内会等）の取扱いについて

自治組織（町内会等）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年 5月20日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

1. 自治組織の名称及び区域については、原則として現行のとおりとする。同一の名称については、合併時まで調整を図る。
2. 会長の身分については、自治組織の育成・強化の必要性を考慮し、非常勤の特別職とする。
3. 会長の職務及び連合組織については、当面、現行のとおりとし、新市において調整する。
4. 自治活動に対する助成及び広報等連絡物の配布については、当面、現行のとおりとし、新市において調整する。
5. コミュニティ協議会の区域については、現行のとおりとし、名称については、合併時まで調整を図る。
1. コミュニティ協議会に対する助成については、当面、現行のとおりとし、新市において調整する。

平成 年 月 日確認

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

* 下線は修正案

協定項目番号 22

協議事項	自治組織(町内会等)の取扱い	関係項目
調整内容	1. 自治組織の名称及び区域については、原則として現行のとおりとする。同一の名称については、合併時までに調整を図る。 2. <u>会長の身分については、自治組織の育成・強化の必要性を考慮し、非常勤の特別職とする。</u> 3. 会長の職務及び連合組織については、当面、現行のとおりとし、新市において調整する。 4. 自治活動に対する助成及び広報等連絡物の配布については、当面、現行のとおりとし、新市において調整する。 5. コミュニティ協議会の区域については、現行のとおりとし、名称については、合併時までに調整を図る。 6. コミュニティ協議会に対する助成については、当面、現行のとおりとし、新市において調整する。	

事務事業名	現 況			具体的な調整方法
	天王町	昭和町	飯田川町	
自治組織	天王地区 11自治会 湖岸地区 7自治会 二田地区 12自治会 出戸地区 9自治会 追分地区 9自治会 合 計 48自治会	中央地区 14町内会 西部地区 5町内会 南部地区 4町内会 豊川地区 15町内会 合 計 38町内会	下虻川地区 13町内会 和田妹川地区 6町内会 金山地区 1町内会 飯塚地区 9町内会 合 計 29町内会	名称及び区域については、原則として現行のとおりとする。同一の名称については、合併時までに調整を図る。
会長の身分	・任意団体の長	・非常勤の職員(特別職)	・任意団体の長	<u>自治組織の育成・強化の必要性を考慮し、非常勤の特別職とする。</u>
会長の職務	・住民と役場との連絡、調整をし、行政が円滑に行われるように協力 ・町が行う各種行事に協力 ・地区要望の取りまとめ	・広報その他文書等の各世帯への配布 ・住民と役場との連絡、調整をし、行政が円滑に行われるように協力 ・町が行う各種行事に協力 ・地区要望の取りまとめ	・広報その他文書等の各世帯への配布 ・住民と役場との連絡、調整をし、行政が円滑に行われるように協力 ・町が行う各種行事に協力 ・地区要望の取りまとめ	当面、現行のとおりとし、新市において調整する。
会長の連合組織		昭和町町内会長連絡協議会 会 員 町内会長 38名 事務局 職員 1名	飯田川町町内会長連絡協議会 会 員 町内会長 29名 事務局 職員 1名	
自治活動に対する助成		・広報配布委託費補助金 世帯数×1,200円 ・町内会活動費補助金 ・納税活動支援費補助金	・町内会育成助成金 世帯数×600円+15,000円	
広報等連絡物の配布	連絡嘱託員 1世帯あたり年間2,000円			

参考資料

自治組織名	天王町		昭和町		飯田川町	
	48自治会		38町内会		29町内会	
天王本郷	てんのうほんごう	駅前	えきまえ	羽立一	はだちいち	
東荒町	ひがしあらまち	元木	もとき	羽立二	はだちに	
神明町	しんめいちょう	宮の前	みやのまえ	羽立三	はだちさん	
本町	ほんちょう	四季の街	しきのまち	神明上	しんめいかみ	
西荒町	にしあらまち	アミダ堂	あみだどう	神明下	しんめいしも	
上荒町	かみあらまち	上町	かみちょう	中町一	なかちょういち	
下町	したまち	中町	なかちょう	中町二	なかちょうに	
下曲町	しもまがりまち	山神	さんじん	土手一	どていち	
東湖町	とうこちょう	下町	しもちょう	土手二	どてに	
上曲町	かみまがりまち	古川	ふるかわ	八ッ口	やつくち	
旭町	あさひまち	川向	かわむかい	旭町	あさひまち	
江川	えがわ	乱橋	みだれはし	寺ノ下	てらのした	
八坂団地	やさかだんち	八丁目	はっちょうめ	岩崎	いわさき	
塩口	しおぐち	佐渡	さど	山根	やまね	
羽立	はだち	新関	にいせき	高田	たかだ	
中羽立	なかはだち	野村	のむら	和田	わだ	
大崎	おおさき	白洲野	しらすの	柳田	やなぎだ	
渋谷	しぶや	蓮沼	はすぬま	矢坂	やさか	
二田一区	ふただいっく	下谷地	したやち	妹川浜	いもかわはま	
二田二区	ふただにく	天神下	てんじんした	金山	かねやま	
二田三区	ふたださんく	大郷守	おおごもり	宮下	みやした	
二田四区	ふただよんく	大清水	おおしみず	新道上	しんどうかみ	
二田駅前	ふただえきまえ	大清水北野	おおしみずきたの	新道下	しんどうしも	
二田栄町	ふたださかえちょう	新薬	しんやく	飯塚上	いいづかかみ	
兎玉	こだま	仁山	にやま	駅前	えきまえ	
二田新町	ふただしんまち	小泉	こいずみ	飯塚下	いいづかしも	
蒲沼	がまぬま	羽白目	はじろめ	飯塚浜上	いいづかはまかみ	
鶴沼台	つるぬまだい	岡井戸	おかいど	飯塚浜下	いいづかはましも	
出戸新町	でとしんまち	船橋	ふなばし	住宅	じゅうたく	
細谷	ほそや	槻木	つきのき			

参考資料

	天王町	昭和町	飯田川町
自治組織名	三軒屋 さんげんや 下出戸 しもでと 上谷地 かみやち 棒沼台ぶどう苑 ぼうぬまだいぶどうえん 棒沼台 ぼうぬまだい 出戸浜 でとはま 上出戸 かみでと 追分西 おいわけにし 追分西上 おいわけにしかみ 追分西緑 おいわけにしみどり 追分西住宅 おいわけにしじゅうたく 上北野 かみきたの 追分 おいわけ 向陽町 こうようちょう 長沼団地 ながぬまだんち 牛坂 べこさか 羽立北野 はだちきたの 塩口北野 しおぐちきたの	荒屋 あらや 荒長根 あらながね 株山 かぶやま 真形 まがた 草生土 くそうど 竜毛 りゅうげ 田屋 たや 山田 やまだ	
自治組織名 同一自治組織名の一覧		中町(なかちょう)	中町一(なかちょういち) 中町二(なかちょうに)
	下町(したまち)	下町(しもちょう)	
		駅前(えきまえ)	駅前(えきまえ)
	旭町(あさひまち)		旭町(あさひまち)
	羽立(はだち)		羽立一(はだちいち) 羽立二(はだちに) 羽立三(はだちさん)
	神明町(しんめいちょう)		神明上(しんめいかみ) 神明下(しんめいしも)

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

		現 況			具体的な調整方法
事務事業名	天王町	昭和町	飯田川町		
コミュニティ協議会		<ul style="list-style-type: none"> ・中央部コミュニティ協議会 ・西部コミュニティ協議会 ・南部コミュニティ協議会 ・豊川コミュニティ協議会 		区域については、現行のとおりとし、名称については、合併時まで調整を図る。	
コミュニティ協議会 に対する助成		<ul style="list-style-type: none"> ・活動費に対する助成 12万円×4コミュニティ＝48万円 		当面、現行のとおりとし、新市において調整する。	

協議第66号

集会施設の取扱いについて

集会施設の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年 6月22日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

1. 本館・地区館・児童館・コミュニティ施設・福祉施設等の維持管理及び新築・増築・修繕については、新市において行う。
2. 公民館分館等の地域集会所の維持管理及び運営費補助金については、当面、現行のとおりとし、新市において速やかに「公共集会施設検討委員会」(仮称)を設置し再編する。また、新築・増築・修繕については、昭和町の例による。

平成 年 月 日確認

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号 24 - 27

協議事項	集会施設の取扱いについて	関係項目	
調整内容	1. 本館・地区館・児童館・コミュニティ施設・福祉施設等の維持管理及び新築・増築・修繕については、新市において行う。 2. 公民館分館等の地域集会所の維持管理及び運営費補助金については、当面、現行のとおりとし、新市において速やかに「公共集会施設検討委員会」(仮称)を設置し再編する。また、新築・増築・修繕については、昭和町の例による。		

現 況				具体的な調整方法
事務事業名	天王町	昭和町	飯田川町	
本 館	天王町公民館	昭和町公民館	飯田川町公民館	
地区館・児童館・コミュニティ施設・福祉施設等	出戸地区コミュニティセンター 追分地区児童館 農村婦人の家 福祉施設等(ことぶき荘等) * 維持管理・新築・増築・修繕は 全額町負担	中央部コミュニティホーム(兼中央地区館・上町分館) 西部コミュニティホーム(兼西部地区館・湖南交流センター・新閣分館) 南部コミュニティホーム(兼南部児童館・南部地区館) 豊川コミュニティホーム(兼東部地区館) 中央児童館(宮の前分館・四季の街分館) 西部児童館 竜毛地区交流情報拠点施設(竜毛分館) 中央東部コミュニティホーム(駅前分館) 下町集会所(下町分館) 八郎まつり伝承館(野村分館) 集落農業構造改善センター(天神下分館) 野村地区多目的研修センター 乱橋地区交流情報拠点施設 上虹川集落農事集会所 湖南台地区町営住宅集会所 福祉施設等 * 維持管理・新築・増築・修繕は 全額町負担	下虹川公民館(分館を兼ねる) 和田妹川公民館(分館を兼ねる) 飯塚児童館(分館を兼ねる) 金山児童館(分館を兼ねる) 若竹児童センター 青年会館 社会福祉会館 ふれあいの家 創作館 陶芸館 福祉施設等 * 維持管理・新築・増築・修繕は 全額町負担	維持管理・新築・増築・修繕については、新市において行う。 * 下線は公民館分館を兼ねる

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

事務事業名	現 況			具体的な調整方法
	天王町	昭和町	飯田川町	
公民館分館等の地域集会所	<p>・運営費補助金(21分館) 平等割、戸数割、事業割として支給 平成15年度決算見込額 3,692,000円</p> <p>・維持管理補助金(21分館) 維持管理費の一部を町負担(火災保険料は役場負担、光熱水費と消耗品は地元負担)</p> <p>・新築・増築・修繕 全額町負担</p> <p>1. 天王分館 2. 江川分館(兼児童館) 3. 塩口分館 4. 中羽立分館(兼児童館) 5. 羽立分館 6. 渋谷分館 7. 大崎分館 8. 二田分館(兼児童館) 9. 児玉分館(兼ことぶき荘) 10. 蒲沼分館(兼ことぶき荘) 11. 下出戸分館</p>	<p>・運営費補助金(38分館) 町内活動費補助金に含め支給 平成15年度決算見込額 977,000円</p> <p>・維持管理補助金(38分館) 維持管理費の一部を町負担(火災保険料と光熱水費は役場負担、消耗品は地元負担)</p> <p>・新築・増築・修繕 新築・増築を希望する町内は計画書・予算案を提出</p> <p>・新築・増築・大規模修繕 坪当たり 30万円以内 1/2補助</p> <p>・小破修繕 5万円以上の修繕は、事業費の1/2補助</p> <p>1. 新薬分館(兼児童館) 2. 仁山分館 3. 小泉分館(兼児童館) 4. 羽白目分館 5. 岡井戸分館 6. 船橋分館 7. 槻木分館(兼児童館) 8. 荒屋分館 9. 荒長根分館(兼児童館) 10. 真形分館 11. 草生土分館</p>	<p>・運営費補助金(4分館) 活動費補助金として支給 平成15年度決算見込額 260,000円</p> <p>・維持管理補助金 各施設一律50,000円補助</p> <p>・新築・増築・修繕 地域集会所のトイレ水洗化の要望への助成</p> <p>1. 羽立児童館 2. 羽立神明生活改善センター 3. 中町会館 4. けやき児童館 5. 和田児童館 6. 矢坂会館 7. 妹川浜生活改善センター 8. 宮下児童館 9. あかしや児童館 10. 飯塚浜生活改善センター 11. 平成会館</p>	<p>公民館分館(下線)の運営費補助金は、当面、現行のとおりとする。</p> <p>左記施設の維持管理については、当面、現行のとおりとし、合併後「公共集会施設検討委員会」(仮称)を設置し再編する。</p> <p>新築・増築・修繕については、昭和町の例による。</p> <p>新築・増築・大規模修繕は、新市で定める基準単価以内は1/2補助。</p> <p>小破修繕(5万円以上)は事業費の1/2補助。</p> <p>*ことぶき荘と兼ねるため、下記施設の維持管理・新築・増築・修繕については、新市において行う。</p> <p>児玉分館 蒲沼分館 細谷分館 三軒屋分館 牛坂分館</p>

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

事務事業名	現 況			具体的な調整方法
	天王町	昭和町	飯田川町	
	<u>12. 細谷分館(兼ことぶき荘)</u> <u>13. 出戸新町分館</u> <u>14. 上出戸分館</u> <u>15. 三軒屋分館(兼ことぶき荘)</u> <u>16. 鶴沼台分館(兼児童館)</u> <u>17. 追分分館</u> <u>18. 牛坂分館(兼ことぶき荘)</u> <u>19. 塩口北野分館(町営)</u> <u>20. 羽立北野分館</u> <u>21. 二田新町分館(兼児童館)</u> 22. 東湖町集会所 23. 二田一区集会所 24. 二田二区集会所 25. 二田栄町集会所 26. 追分西児童館 27. 塩口児童館 28. 蒲沼児童館	<u>12. 株山分館</u> <u>13. 田屋分館</u> <u>14. 山田分館</u> <u>15. 元木分館</u> <u>16. アミダ堂分館(兼児童館)</u> <u>17. 中町分館・山神分館</u> (兼大久保児童館) <u>18. 古川分館(兼児童館)</u> <u>19. 川向分館(たんぼぼ館)</u> <u>20. 下谷地分館(兼児童館)</u> <u>21. 白洲野分館</u> <u>22. 蓮沼分館</u> <u>23. 大郷守分館(兼児童館)</u> <u>24. 大清水分館</u> <u>25. 大清水北野分館</u> <u>26. 乱橋分館</u> <u>27. 八丁目分館(兼児童館)</u> <u>28. 佐渡分館</u>		

協議第67号

総合発展計画・行財政改革大綱の取扱いについて

総合発展計画・行財政改革大綱の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年 6月22日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

- 1．総合発展計画については、新市建設計画を基本とし、新市において基本構想及び基本計画等を策定する。
- 2．行財政改革大綱については、新市において速やかに策定する。

平成 年 月 日確認

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号 24 - 29

協議事項	総合発展計画・行財政改革大綱の取扱いについて	関係項目	
調整内容	1. 総合発展計画については、新市建設計画を基本とし、新市において基本構想及び基本計画等を策定する。 2. 行財政改革大綱については、新市において速やかに策定する。		

事務事業名	現 況			具体的な調整方法
	天王町	昭和町	飯田川町	
総合発展計画	2.1 天王町総合発展計画 ・策定年月 平成13年3月 ・計画期間 * 基本構想 平成13年度～平成22年度 基本計画 平成13年度～平成17年度 ・将来像 緑あふれる田園都市のまち	第四次昭和町総合発展計画 ・策定年月 平成13年3月 ・計画期間 * 基本構想 平成13年度～平成22年度 基本計画 平成13年度～平成22年度 ・将来像 豊かでうるわしい文化的な田園都市	第4次飯田川町総合発展計画 ・策定年月 平成13年3月 ・計画期間 * 基本構想 平成13年度～平成22年度 基本計画 平成13年度～平成17年度 ・基本理念 豊かな21 楽しい町づくり	新市建設計画を基本とし、 新市において基本構想及び 基本計画等を策定する。
* 基本構想は、地方自治法第2条第4項に市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならないと規定されている。				
行財政改革大綱	天王町行政改革大綱 ・作成時期 平成15年3月 ・大綱の項目 1. 事務事業の見直し 2. 住民サービスの向上 3. 町民参加の行政運営 4. 組織、機構の見直し 5. 定員管理及び給与の適正化の推進 6. 職員の能力開発の推進 7. 行政の情報化の推進による行政サービスの向上 8. 会館等公共施設の設置及び管理運営の見直し 9. 公正の確保と透明性の向上 10. 行政評価の検討 11. 広域行政の推進	昭和町行財政改革大綱 ・作成時期 平成12年3月 ・大綱の項目 1. 行政システムの見直し 2. 町民と行政の協議システムの創造 3. 健全な財政システムの確立	飯田川町行政改革大綱 ・作成時期 平成15年5月 ・大綱の項目 1. 事務事業の見直し 2. 組織、機構の見直し 3. 定員管理の適正化の推進 4. 効果的な行政運営と職員の人材育成 5. 情報化時代に対応した行政サービス	新市において速やかに策定 する。

入札制度の取扱いについて

入札制度の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年 6月22日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

入札制度については、合併時まで調整する。ただし、入札参加申請・受付については、天王町・飯田川町の例による。

平成 年 月 日確認

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号 24 - 29

協議事項	入札制度の取扱いについて	関係項目	
調整内容	入札制度については、合併時まで調整する。ただし、入札参加申請・受付については、天王町・飯田川町の例による。		

現 況				具体的な調整方法
事務事業名	天王町	昭和町	飯田川町	
指名競争入札	指名競争入札をする必要がある予定価格	指名競争入札をする必要がある予定価格	指名競争入札をする必要がある予定価格	合併時まで調整する。
	工事又は製造の請負(修繕含む) 130万円超える 財産の買い入れ(備品含む) 80万円超える 物件の買い入れ 40万円超える 財産の売り払い 30万円超える 物件の貸付 30万円超える それ以外のもの(委託業務含む) 50万円超える	左記に同じ	工事又は製造の請負(修繕含む) 130万円以上 財産の買い入れ(備品含む) 80万円以上 それ以外のもの(委託業務含む) 50万円以上	
随意契約	随意契約の出来る予定価格	随意契約の出来る予定価格	随意契約の出来る予定価格	合併時まで調整する。
	工事又は製造の請負(修繕含む) 130万円以内 財産の買い入れ(備品含む) 80万円以内 物件の買い入れ 40万円以内 財産の売り払い 30万円以内 物件の貸付 30万円以内 それ以外のもの(委託業務含む) 50万円以内	左記に同じ	工事又は製造の請負(修繕含む) 130万円未満 財産の買い入れ(備品含む) 80万円未満 それ以外のもの(委託業務含む) 50万円未満	

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

事務事業名	現 況			具体的な調整方法
	天王町	昭和町	飯田川町	
入札の指名業者 選定基準	<p>工事又は製造の請負(修繕含む) 指名業者選定業者数</p> <p>5,000万円以上の工事 8社以上 5,000万円未満の工事 5社以上</p> <p>財産の買い入れ(備品含む) 指名業者選定業者数</p> <p>80万円以上の財産の購入 5名以上</p>	<p>工事又は製造の請負(修繕含む) 指名業者選定業者数</p> <p>5,000万円以上の工事 10社以上 3,000万円～5,000万円未満 8社以上 1,000万円～3,000万円未満 6社以上 1,000万円未満の工事 5社以上</p> <p>財産の買い入れ(備品含む) 指名業者選定業者数</p> <p>左記と同じ</p>	<p>工事又は製造の請負(修繕含む) 指名業者選定業者数</p> <p>30,000万円以上の工事 8社以上 5,000万円～30,000万円未満 6社以上 5,000万円未満の工事 5社以上</p> <p>財産の買い入れ(備品含む) 指名業者選定業者数</p> <p>左記と同じ</p>	合併時まで調整する。
入札参加 申請・受付	<p>・申請書の有効期間は2ヶ年とし、受付する年の1月4日から2月末日までを受付期間とする。 ・申請書を受理した者の等級格付は県の等級格付を準用する。 ・有効期間中において、等級格付等変更あった場合は、その都度変更する。</p>	<p>・申請書の有効期間は2ヶ年とし、受付する年の2月1日から2月末日までを受付期間とする。 ・申請書を受理した者の等級格付は県の等級格付を準用する。 ・有効期間中において、等級格付等変更あった場合は、その都度変更する。</p>	天王町と同じ	天王町・飯田川町の例による。

次回開催日について

第16回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会開催日

開催日 平成16年 7月13日(火) 午後2時～

開催場所 昭和町農村環境改善センター